

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、 湯沢市の財政健全化判断比率等(令和7年度決算)を公表します。

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき財政指標を公表するもので、この法律は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにすることで財政破綻を未然に防止し、多様化する住民ニーズにしっかり応えられるような財政運営を図ることを目的としています。

財政指標

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率 の5つの指標を算定し、監査委員による監査と議会への報告を経て公表することになっています。

令和7年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりですが、**いずれも国が定める基準を下回っており、財政健全化計画や経営健全化計画の策定は必要ありません。**

健全化判断比率

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和6年度決算 財政健全化判断比率	— %	— %	11.6 %	73.4 %
令和7年度決算 財政健全化判断比率	— %	— %	11.6 %	74.2 %
早期健全化基準	12.70 %	17.70 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準	20.0 %	30.0 %	35.0 %	

※ 財政健全化判断比率の「—」は、赤字額がないことを意味しています。

※ 早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。財政再生基準を超えると、財政再生計画の策定が義務付けられ、国等の関与による確実な財政再生が必要となります。

資金不足比率

区 分	水道事業会計	下水道事業会計
令和6年度決算 資金不足比率	— %	— %
令和7年度決算 資金不足比率	— %	— %
経営健全化基準	20.0 %	

※ 資金不足比率の「—」は、資金不足が発生していないことを意味しています。

※ 経営健全化基準を超えると、経営健全化計画の策定が義務付けられ、計画に基づき経営の健全化が必要となります。

財政指標の算定方法

健全化判断比率

◎実質赤字比率・連結実質赤字比率

実質赤字比率とは、一年間の湯沢市の一般財源収入（標準財政規模）に対して、一般会計等（普通会計）の赤字がどの程度かを示す指標です。

また、**連結実質赤字比率**は、財産区特別会計を除く全ての会計を対象にしています。

令和7年度決算においては、全ての会計において赤字額がなかったため、実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも該当ありません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額（歳入歳出の差引き額から翌年度繰越額等を除いた額）}}{\text{標準財政規模（市税、普通交付税、臨時財政対策債、各種譲与税等）}}$$

単位：千円

会 計 名	実質収支額		実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率
	赤字額	黒字額		
一般会計	—	1,193,212	赤字額が ないので 該当なし	赤字額が ないので 該当なし
養護老人ホーム愛宕荘特別会計	—	9,288		
皆瀬更生園特別会計	—	266		
国民健康保険特別会計	—	32,080		
後期高齢者医療特別会計	—	3,285		
介護保険特別会計	—	2,743		
水道事業会計	—	1,840,137		
下水道事業会計	—	680,488		

※ 湯沢市の標準財政規模は 161億6,691万円

◎実質公債費比率

実質公債費比率とは、標準財政規模に対する地方債償還費等の割合であり、湯沢市の一般財源収入のうち、どの程度が借金返済に充てられているかを示す指標です。

令和7年度決算においては、早期健全化基準を下回っており、前年度と同じ数値となっております。

なお、対象となる会計は、財産区特別会計を除く全ての会計であり、湯沢雄勝広域市町村圏組合や広域連合等の一部事務組合も含まれます。

$$\text{実質公債費比率（過去3年間の平均）} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

令和5年度の単年度実質公債費比率	11.46793 %	3年間の平均 11.6%
令和6年度の単年度実質公債費比率	11.29517 %	
令和7年度の単年度実質公債費比率	12.13317 %	

◎将来負担比率

将来負担比率とは、標準財政規模に対する地方債残高等の将来的負担見込額の割合であり、地方債や将来支払っていく可能性のある負担見込額等が、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

令和7年度決算においては、早期健全化基準を下回っており、前年度より0.8ポイント上昇しています。

なお、対象となる経費は、財産区特別会計を除く全ての会計、一部事務組合、第三セクター等に関する負担見込額となります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担見込額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{交付税算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

単位：千円

将来負担見込額 ①	普通会計の借入金残高	30,871,728	48,118,446
	普通会計の債務負担行為に基づく支出予定額	2,244,205	
	水道事業会計、下水道事業会計の借入金返済に対する普通会計の今後負担見込額	8,471,043	
	湯沢雄勝広域市町村圏組合の借入金返済に対する湯沢市の今後負担見込額	2,363,870	
	湯沢市の全職員が退職したと仮定した場合の退職手当負担見込額	4,167,600	
	地方公社の負債に対し、市が将来的に負担する可能性がある見込額	0	
	地方独立行政法人の負債に対し、市が将来的に負担する可能性がある見込額	0	
	第三セクター等の負債に対し、市が将来的に負担する可能性がある見込額	0	
	湯沢市の連結実質赤字額及び一部事務組合等の連結実質赤字額負担見込額	0	
②充当可能基金(財政調整基金等の借入金返済に充当可能な基金の現在高)			10,210,992
③特定財源見込額(借入金返済の財源となる歳入の見込額)			303,045
④交付税算入見込額(令和7年度末時点の市の借入金残高に対する基準財政需要額算入見込額)			27,447,550
⑤標準財政規模(市税、普通交付税、臨時財政対策債、各種譲与税等の一般財源の標準規模)			16,166,906
⑥交付税算入額(令和7年度における市の借入金返済等に対する基準財政需要額算入額)			2,494,032
将来負担比率 = $\frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{⑥}}$			74.2 %

資金不足比率

資金不足比率とは、湯沢市が経営する公営企業(水道事業会計、下水道事業会計)の資金不足額(赤字額)が事業の規模に対してどの程度かを示す指標です。

公営企業とは本来、料金収入等により事業運営を行う独立採算を原則としているため、湯沢市の会計の中で、より民間企業に近い会計といえます。

比率は、それぞれの会計ごとに算出しており、令和7年度決算においては、いずれの会計でも資金不足額がないため、該当ありません。

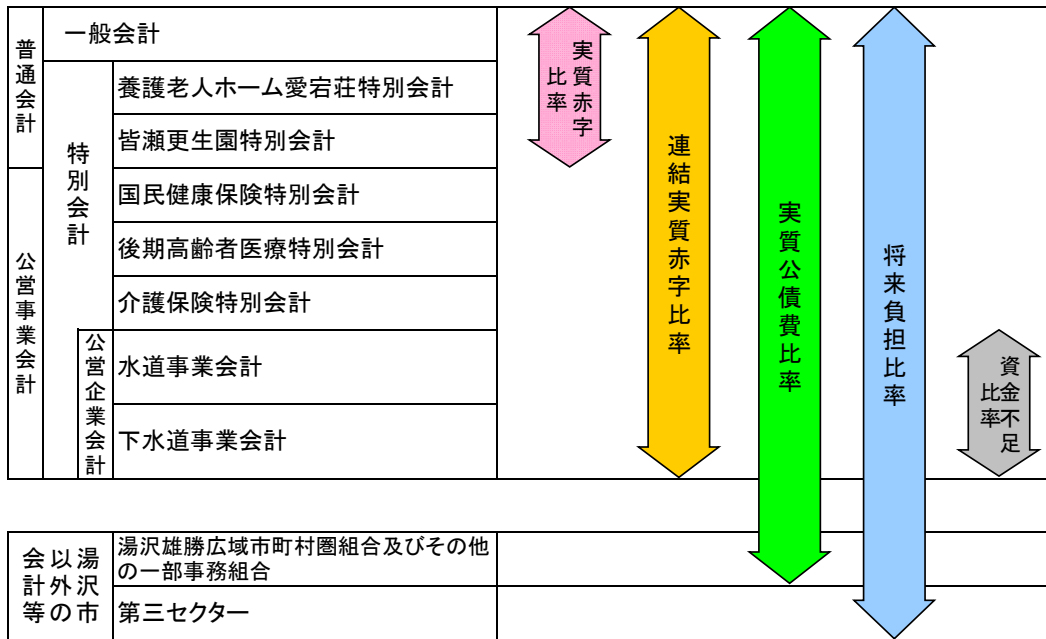
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

単位：千円

会計区分		事業の規模	資金不足額	資金剰余額	資金不足比率
法適用企業	水道事業会計	762,645	—	1,840,137	不足額がないので該当なし
	下水道事業会計	349,423	—	680,488	

※ 事業の規模とは、水道料金、下水道料金等の主たる営業活動から生ずる総収益のことです。

対象となる会計のイメージ



※ 資金不足比率は公営企業会計ごとに算定します。

※ 財産区特別会計(湯沢財産区、秋ノ宮財産区、院内財産区)は対象外です。

基準値を超えたら

■ 4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のどれか一つでも早期健全化基準を超えた場合には「**財政健全化計画**」を策定する必要がありますが、自主的な改善努力による財政健全化を目指すことになりますが、外部監査が義務付けられ、必要に応じ総務大臣又は知事から勧告を受けることもあります。

また、財政再生基準を超えた場合には「**財政再生計画**」を策定する必要がありますが、国等の関与による確実な再生を目指すことになります。具体的には、外部監査の義務付け等に加え、財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、地方債の起債ができません。財政運営が計画に適合しない場合には、総務大臣から予算の変更等の勧告を受ける場合もあり、より厳しく国の監視下におかれます。

■ 公営企業の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は「**経営健全化計画**」を策定し、財政健全化計画と同様に経営健全化に向けた取り組みが必要となります。

